

関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）の建設事業の施行に関する基本協定書

国土交通省関東地方整備局長（以下「甲」という。）と東日本高速道路株式会社建設事業本部長（以下「乙」という。）と中日本高速道路株式会社建設事業本部長（以下「丙」という。）とは、関越自動車道（東京都三鷹市北野～東京都練馬区大泉町区間）並びに中央自動車道富士吉田線（東京都三鷹市北野～東京都世田谷区大蔵区間）建設事業（以下「建設事業」という。）の施行について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、建設事業の実施にあたり基本的事項を定め、甲、乙及び丙の三者が一体となって、建設事業の早期完成に向け、事業の適切かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互の協力）

第2条 甲、乙及び丙は、建設事業の施行にあたり、相互に協力するものとする。

（適用範囲）

第3条 本協定の適用範囲は、練馬区大泉町から世田谷区大蔵までの別添図1に示すとおりとする。

（費用負担区分）

第4条 本協定の建設事業に関する費用負担区分は、別紙1を基本とし、甲、乙及び丙は用地取得に関する調査・測量、用地取得及びこれに伴い通常生じる損失の補償（以下「用地取得等」という。）並びに工事及び工事に係る調査・設計・測量（以下「工事等」という。）の実施にあたり、必要に応じて用地取得等及び工事等の施行に関する細目協定を締結するものとする。

2 前項に規定する用地取得等及び工事等の施行に関する細目協定の締結者は、甲、東日本高速道路株式会社関東支社長及び中日本高速道路株式会社東京支社長とする。

3 第1項の費用負担区分に変更の必要が生じた時は、その都度、甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

（工事目的物の財産の帰属及び管理区分）

第5条 工事目的物の財産の帰属及び管理区分については、甲、乙及び丙で別途協議して定めるものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から本協定に定める建設事業が完了する日までとする。

(協定の変更)

第7条 本協定の内容を変更する必要がある場合は、その都度甲、乙及び丙で協議して変更するものとする。

(その他)

第8条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度甲、乙及び丙で協議して定めるものとする。

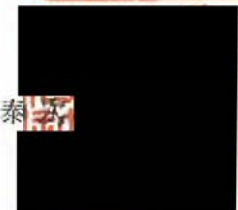
この協定の証として本書3通を作成し、甲、乙及び丙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成**24**年**5**月**10**日

甲 国土交通省
関東地方整備局長 下保 修



乙 東日本高速道路株式会社
建設事業本部長 山内 泰

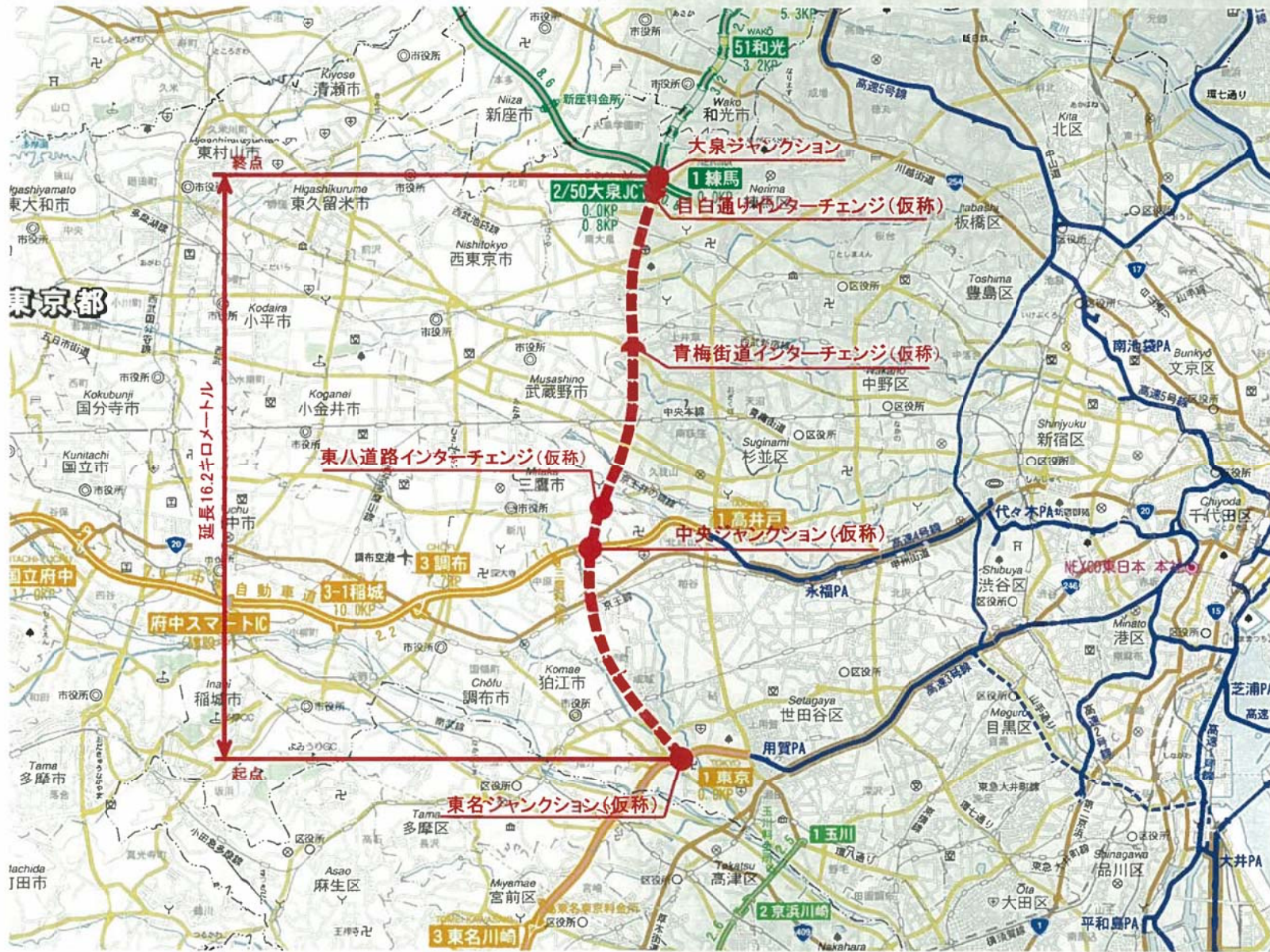


丙 中日本高速道路株式会社
建設事業本部長 廣瀬 輝



別添図 1

適用範囲



費用負担区分

| 路線 | | 区市名 | 世田谷区 | | 調布市 | 三鷹市 | | 三鷹市 | 武蔵野市 | 杉並区 | 練馬区 | | | | |
|----|--------|---------|----------------|-----------------|-----------------|-----|-----------------|---------|------------------|-----|------------------|--|------------------|--|--|
| | | No. | No. 0 -17.6 | | No. 63 +36.4 | | No. 64 +86.0 | | No. 122 +59.5 | | No. 158 +96.2 | | No. 160 +88.7 | | |
| | | 延長(km) | 6.4km | | 0.2km | | 5.8km | | 3.6km | | 0.2km | | | | |
| | | IC名(仮称) | 東名JCT | | 中央JCT | | 東八道路IC | | 青梅街道IC | | 目白通りIC | | 大泉JCT | | |
| 区分 | 費用負担区分 | 工事等 | 舗装・施設等 | 中日本高速道路 | | | | 東日本高速道路 | | | | | | | |
| | | | 本体工事 | 国土交通省 | | | | | | | | | | | |
| | | | 用地取得等 | 国土交通省 | | | | | | | | | | | |
| | | | No. 8 +20.0 | No. 23 +30.0 | | | | | | | | | | | |

凡例

-  : 国土交通省
-  : 東日本高速道路
-  : 中日本高速道路

※No.0-17.6からNo.8+20.0の区間の本体工事のうち、トンネル本体工は国土交通省の負担とする。

